

Title	生活安定化の課題としての不安：成熟社会におけるヒューマンセキュリティ
Sub Title	
Author	権, 永詞(Gon, Eiji)
Publisher	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
Publication year	2007
Jtitle	総合政策学ワーキングペーパーシリーズ (Policy and governance working paper series). No.108
JaLC DOI	
Abstract	本稿では、成熟社会において個人が感じる生活上の不安が、個々人の個別的且つ情緒的な課題ではなく、高度に近代化した社会に共通する人間生活一般の不安定化の表徴であることを明らかにすることを目的とする。特に、20世紀の四半後期に顕著になってきた個人化（ウルリッヒ・ベックによる指摘）という現象が、既存の社会関係の変容を促し、個人に対して自らの人生を組織化することを強制する点に注目する。この過程で、個人にとって解決すべき課題の認識は、社会集団が持つ生活様式や規範からではなく、自らが感じる不安をリスクへと変換することを通じて行われる。そのため、個人が感じる不安をいかに社会的な課題として問題化するか、ということが政治的な課題となることを検討する。
Notes	21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
Genre	Technical Report
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA76859882-00000108-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA76859882-00000108-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 生活安定化の課題としての不安

## —成熟社会におけるヒューマンセキュリティー

権 永詞 \*

2007年1月

21世紀COEプログラム  
「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」  
慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

本ワーキングペーパーは、成熟社会におけるヒューマンセキュリティの課題に関する中間報告であり、COEプログラムにおける梅垣・ティースマイヤグループの活動の一環として行われた。執筆に当たっては、着想から草稿の推敲まで多くの方々のご支援を頂いた。特に、慶應義塾大学総合政策学部梅垣理郎教授、同大学環境情報学部ティースマイヤ・リン教授、同渡辺靖助教授からは専門的なアドバイスと常に代わらぬ励ましの言葉を頂いた。記して感謝の意を表したい。尚、本研究は日本学術振興会の助成によって行われた研究の成果である。

\* 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科博士課程 (gon@sfc.keio.ac.jp)



# 生活安定化の課題としての不安

## —成熟社会におけるヒューマンセキュリティ—

権 永詞

### 【概要】

本稿では、成熟社会において個人が感じる生活上の不安が、個々人の個別的且つ情緒的な課題ではなく、高度に近代化した社会に共通する人間生活一般の不安定化の表徴であることを明らかにすることを目的とする。特に、20世紀の四半後期に顕著になってきた個人化（ウルリッヒ・ベックによる指摘）という現象が、既存の社会関係の変容を促し、個人に対して自らの人生を組織化することを強制する点に注目する。この過程で、個人にとって解決すべき課題の認識は、社会集団が持つ生活様式や規範からではなく、自らが感じる不安をリスクへと変換することを通じて行われる。そのため、個人が感じる不安をいかに社会的な課題として問題化するか、ということが政治的な課題となることを検討する。

キーワード：個人化、不安、存在論的安心、リスク、危険社会



## はじめに

本稿は、個々人が感じる個別的な不安が、成熟した近代社会において人間生活一般の不確実性、不安定性の増大を表わしていることを、20世紀後半の個人化という現象の素描と、リスク概念の整理・検討を通じて論じようと試みるものである。

これまで、個人の生活の安定は国家や階級、地域社会、家族など、社会集団の安定を通じてもたらされるものであると考えられてきた。集団はそれに属するものを庇護し、安全を保障することを、時には明言し、また時には暗黙裡の了解として受け容れてもらうことで、集団の安全保障に対する個々人の寄与を求めてきた。その限りにおいて、社会集団の安定化が個人の生活の安定化を意味するという理解が成立する<sup>1)</sup>。

しかしながら、20世紀の産業社会の基盤であった国家、階級、家族といった社会集団は、それまでの固定化された意味とモデルを、より多様で可変的な、それゆえ持続性と安定性を欠いたものへと変容させつつある。ナショナリズム、ジェンダー関係、雇用慣行や地域社会との関わり方などを背景に、固定的な社会集団を形成してきた近代の個人と集団との関係性は、ジグメント・バウマンが「固体から液体へ<sup>2)</sup>」という比喩で表現したように、固定的な社会関係を解体しつつあり、個人の生活の安定を社会集団という中間組織の媒介無しに確保することを政治的・社会的な課題として我々の前に提示している。

変容する成熟社会における個人の不安という課題に対しては、次の二つの理念的な発想を背景にすることができるだろう。

第一に、社会理論的見地から見る生活の安定化という課題がある。とりわけ、アンソニー・ギデンズやウルリッヒ・ベックらが主張する再帰的近代化論は多くの示唆を与えてくれる。産業社会の安定した社会関係は、何を原動力として、どのように解体・変容していくのか。これら疑問に対する再帰的近代化論の解答は、既存の社会関係から離脱しつつある個人が抱える生活への不安を社会的課題として位置づけるための理論的枠組みを提供するものである。再帰的近代化論は、20世紀後半の産業社会の変容を、近代に代わる新しい社会秩序の出現ではなく、近代が再帰的に近代社会に影響を及ぼした結果であると論じる。とりわけ、ベックの個人化論は、伝統の解体と資本主義的生活様式の展開という近代の特質が、近代自身の構築物である産業社会の基盤を自己危機的に崩しつつあることを指摘する。

第二に、ヒューマンセキュリティという発想からの生活の安定化という課題を挙げができる。個々人の生活の安定化への取り組みへの注目とは、UNDP『人間開発レポート 94』によって提示されたヒューマンセキュリティという発想に多くを依っている。ヒューマンセキュリティは安全 security の確保に対する考え方の転換によって、政策課題を生み出す現場に内在する個別の文脈を無

1) 代表的なものとして福祉国家論を挙げる事ができる。社会保障制度の必要性がベヴァリッジやマーシャルらによってなされて以来、福祉国家論は理念的且つ効率的な所得の再分配を行うための制度整備を、国家、階級、家族、地域社会など社会集団への帰属を前提に行ってきた。Esping=Andersen (1990) 及び Pierson (1991) を参照。

2) Bauman (2000)

視することなく、生活の安定化を考えることの重要性を明るみに出したといえる<sup>3)</sup>。ヒューマンセキュリティとは豊かな社会、貧しい社会に限らず、人間の生活している所であればどこであれ存在する課題である<sup>4)</sup>。「世界を揺るがすような事件が生み出す脅迫観念ではなく、日常生活の維持にまつわる難事、悩み事<sup>5)</sup>」こそが、人間にとっての不安の中心であるとするヒューマンセキュリティの発想は、社会集団の紐帶が弱体化しつつある成熟社会における生活の安定化という課題へと視線を向ける。

これら二つの理念的背景は、近代化が高度に達成されたと考えられている社会においてこそ、生活の安定化という観点からは極めて不安定で不確実性の高い生活が営まれているのではないか、という疑問に光を当てる。本稿の目的はあくまでも、この成熟社会における生活の不安定性・不確実性の性格を論じることにある。

本稿ではこのような問題意識のもとに、以下、1) 生活を不安定化させる要因としての個人化の検討、2) 不安という課題の概念的整理、3) 生活を安定化させる手段としてのリスク計算とその課題、について論じていく。

## 1 個人化という現象

本節では、個人化に関するこれまでの議論を整理した上で、ウルリッヒ・ベックの特異な個人化論を概括する。ベックが指摘する個人化という現象は、生活の安定化という課題が、なぜ今再び、成熟社会に暮らす人々にとって重要な意味を持つようになったのか、その基本的な認識枠組みを提供してくれる。

### 1-1 個人化論の概略

まずは、ベックの個人化論を説明する前に、それが既存の議論のどこに位置づけられるものであるかを確認したい。個人化とは基本的には伝統的な共同体や生活様式から個人が離脱していくという現象を指す。具体的には、地縁、血縁、職能組合などの社会集団、封建的な身分制度、及びそうした集団や制度を再生産するための生活上の諸規則に対する対立、離反、読みかえである<sup>6)</sup>。

社会科学の個人化への注目には次のような背景がある。出自に基づく封建的な身分制度と空間的な移動が限定された農耕社会は、18世紀の市民革命、産業革命を背景に、水平垂直両方向への高い社会的流動性に支えられた産業社会へと移行する。この過程で、職能組合や村落共同体からの個人の離脱が加速した。産業構造の変化が大規模な個人化を引き起こしたことによって、多くの研究者が個人

3) 梅垣 (2005) ,p.6.

4) United Nation Development Program (1994) ,p.3.

5) United Nation Development Program (1994) ,p.3.

6) ヨーロッパ近代初期の個人化に関する基本的な認識枠組みを提供したのはF.テンニエスである。人間の本質意志に基づいた有機的な団結（ゲマインシャフト）は、「個人」として人格化された人々の選択意志に基づいた機械的な連結（ゲゼルシャフト）へと移行することをテンニエスは説明している。テンニエスの議論は個人化の発生とその様態についてなされた議論の基底部をなしていると考えられるが、テンニエスが個人の意志を社会的結合の基礎に置いているのに対して、ベックは社会制度が個人の意志を規定することを指摘している点で大きく異なっている。ベックがテンニエスではなくウェーバーとマルクスを代表的な個人化論者として取り上げている理由も、両者が社会的連帯を個人の意志に優越するものと位置づけている点に求めることができるものだ。

と社会の関係性に注目を寄せる事になる。初期産業社会に生じた個人化への視線は両義的なものであり、古い封建制度による束縛からの解放の過程として積極的に個人化を評価する理解と、社会をばらばらに解体してゆく憂慮すべき過程という理解が同時に存在していた<sup>7)</sup>。

これまでの個人化論は1) 個人化という現象の観察から新しい社会連帯について論じるもの、2) 個人主義・自由主義が主張する社会秩序の実現として個人化という帰結を主張するもの、の2つにまとめる事ができるように思われる<sup>8)</sup>。以下、簡単にこれまでの個人化論の概略を素描する。

前者に属する初期の代表例としてベックはマルクスとウェーバーを挙げている。マルクスは社会的生産の拡大化に伴う分業体制から、ウェーバーは彼岸における救済についてのプロテスタンティズムの倫理から、共に個人化という現象を観察しており、マルクスはブルジョワとプロレタリアの2大階級の対立に、ウェーバーは身分的伝統やサブカルチャーにもとづく多元的な社会階級に、それぞれ新しい社会的連帯の成立を予測していた<sup>9)</sup>。

また、デュルケムからパーソンズに至るシステム論的な系譜を挙げることができる。マルクスやウェーバーが階級対立や宗教改革といった歴史的要因を重視したのに対して、デュルケム、パーソンズらは社会的連帯の説明に企業組織、職業組合、家族といった社会集団の機能を重視し、こうした機能や構造を媒介する中間要素として個人を重視している。

後者の議論を整理するためにはフリードリッヒ・ハイエクの個人主義に関する議論が参考になる。ハイエクは、デカルトを起源にJ・S・ミル、スペンサーらに受け継がれる合理主義的個人主義は、個人をそれ以上は細分化できない原子のレベルにまで落とし込むことで、簡単に集合主義に転化してしまう偽の個人主義であるとして批判し、ロックを起源としてエド蒙ド・バーク、ド・トク维尔、アダム・スミスらに受け継がれた反合理主義的な個人主義こそ眞の個人主義であると主張する<sup>10)</sup>。このようなハイエクの分類は、個人の自律・自己決定を主張する規範的個人主義が、リバタリアニズムとコミュニタリアニズムへ対極的に分化していくとする大庭の説明に対応している<sup>11)</sup>。

## 1-2 ベックの個人化論

以上の個人化に関する議論を概括してみると、個人化や個人主義が社会連帯、あるいは社会的な秩序の在り方を論じることを目的に、説明変数的な扱われかたをしていることがわかる。これらは、それが個人化の観察によるものであれ、個人主義の主張によるものであれ、「個人化による社会の分解→新しい社会連帯の形成」という図式で捉えることができる。この図式は20世紀中頃までは相応の妥当性を持っていたといえるだろう。マルクス的な意味での階級や社会階級に限らず、国民国家、近代家族、企業組織といった社会集団は、個人を社会のなかに統合する役割を果たしてきた。例えば、

7) Gellner (1983 = 2000)、ただしゲルナーの場合は、この個人化を近代国家のナショナリズムが生成される必要条件として位置づけている。

8) ここでは個人主義を次のように理解する。すなわち、個人と社会、あるいは集団との関係性について個人の優位を唱える主張のことを指す。具体的には、選択、移動、言論などの自由に関する主張。個人主義は、こうした自由を保障するための平等に関する主張と切り離すことはできず、従って自由主義の主張と密接な関係にある。Hayek (1946 = 1986)、Sen (1992 = 1999) を参照。

9) Beck (1986 = 1998)

10) Hayek (1946 = 1986)

11) 大庭 (2004)

アーネスト・ゲルナーは地縁・血縁の拘束から解き放たれることで均質化してゆく個人を国民国家という枠組みに再編するためのメカニズムとしてナショナリズムを説明している<sup>12)</sup>。

ベックの個人化論は、マルクスやウェーバーが防波堤と捉え、デュルケムやパーソンズが社会システムの基盤と考えた、これら社会集団からの個人の離脱という現象を指摘するものだ。19世紀の個人化が封建的な伝統からの個人の離脱であったのだとすれば、20世紀後半の個人化は「創られた伝統<sup>13)</sup> →個人の離脱」という図式で理解することができる（以下、19世紀の個人化と区別するために20世紀の個人化は括弧を付けて「個人化」と表記する）。ベックは「個人化」を、1970年代の後半以降から現在に至る西ドイツの社会変容のなかに見出して論じているが、同様の現象はアメリカや日本などの先進諸国においても観察されている<sup>14)</sup>。

「個人化」は主に成熟した近代社会で生じる現象であるが、それは一定の経済成長による物質的生活の向上を条件としている。社会経済の全体的な発展は社会的な格差はそのままに生活水準を底上げすることで、社会的不平等を問題化する視線を相対的に緩和させる。この「エレベーター効果」によって、依然として不平等は残るもの、物質的な福祉の達成は階級的な連帯を弱め、個人的な欲求を優先させる土壤を涵養する。

さらにベックは、経済成長に伴い整備される二つの制度が「個人化」を促進するために不可欠な基盤であると論じる。第一に、労働市場の整備。労働市場の整備・拡大は教育制度の普及と密接に結びつくことで、ほぼ全ての人間に対して労働市場への参入の道を開いた。現在、成熟社会に暮らす大多数の人々はなんらかの雇用契約を結び、自らの労働力を売ることによって生計を維持している<sup>15)</sup>。

第二に、社会保障制度の整備。労働市場への依存は労働力を売ることができない状況での危機の増大を意味する。このため、失業、疾病、怪我、離婚、老年といった不測の事態に陥った個人が「脱商品化」された状態でも生活を維持するための制度的な保障が求められた<sup>16)</sup>。労働保険、健康保険、年金保険、あるいは生活保護や母子保護が制度化されることで、個人は「市場の失敗」に見舞われても生存を維持することが可能になる。

このような「福祉資本主義レジーム」の成立が、ベックの指摘する個人化の前提条件となる<sup>17)</sup>。市場と福祉国家はかつて家族や地域共同体が果たしてきた生存維持の保障を代替する社会制度であり、これら制度が整備されることによって伝統的な共同体の役割は低下することになる。その結果、共同体に帰属することの必要性も低下し、「個人化」を促進する環境が整備される。

近代産業社会は、一方では封建的な伝統を解体し個人を自由な選択へ向けて解放しながらも、他方ではナショナリズムや近代的なジェンダー関係にもとづく「創られた伝統」のもとに個人を拘束して

12) Gellner (1983 = 2000)

13) Hobsbawm (1983 = 1992)

14) 日本の「個人化」については武川 (2004) を参照。

15) 総務省統計局編・国勢調査 1960-1995

16) Esping=Andersen (1990 = 2001)

17) 福祉資本主義レジームとはエスピング=アンデルセンの言葉で、社会保障制度を中心に福祉を供給する正次経済体制を意味している。大半の福祉国家は階級、家族、地域社など社会集団への帰属を前提とした制度設計がなされている。福祉国家はあくまでも「個人化」を推し進めるための制度的な背景であり、福祉レジームの成立自体が「個人化」を進めるわけではない。Esping=Andersen (1990 = 2001)

きた<sup>18)</sup>。「個人化」はこのような近代的な伝統を解体することで、個人に多様な選択肢を与え、ライフコースを多様化させつつある。その結果、個人は家族や組合に代わって、社会を構成する最小の再生産単位となる<sup>19)</sup>。

では、「個人化」の何が人々の生活を不安定にするのか。ベックは「個人化」が個人を伝統の束縛から解放すると同時に、伝統とは異なる統制構造の下に拘束することを指摘する。

解放された個々人は、労働市場に依存しており、そのために、教育や消費や社会保障法の規定や給付に依存し、交通計画や消費財の供給に依存し、医学や心理学や教育学の助言や助力の能力や型に依存している。これらすべては、「制度に依存した個々人の情況」に対する特別な統制構造があることを示している。<sup>20)</sup>

この「特別な統制構造」を小幡は「選択へ向けての解放／拘束」と表現している<sup>21)</sup>。伝統による束縛から逃れることで個人には自由な選択が可能となるが、それは個人が「意思決定の負担を軽減してくれていたそれまでのルーティンを禁じられ、「可能性の専制」を前にして途方に暮れつつ、宗教、伝統、国家に代わる新しい生活形式を模索せざるをえない<sup>22)</sup>」状況に置かれるることをも意味する。

「可能性の専制」は「個人化」した社会に特有の仕方で個人の生活を統制する。すなわち、伝統社会では伝統に服従することが強制され自己の棄却が求められたが、「個人化」した社会では反対に「自己組織化（self-organization）」が強制され自己への執着が求められる、ということだ。そのため、個人は「自分は何をしたいのか」「何をすべきなのか」という内省的な問いを繰り返しながら、自らの欲求に最適な生活の組み合わせを市場と制度の中から見つけ出さなくてはならない。なぜなら、内省的な問い合わせがなされない場合、あるいは自らの欲求に適した方策を見出せない場合、それは「自己組織化」に失敗した結果として、個人の不安を生み出す要因となるからだ。

「自己組織化」に向けて個人が取りうる行動は社会的な環境によって大きく左右される。伝統社会から近代社会への移行は人間の選択肢を拡大したが、個人は制度に依存しなければ生活してゆくことができない。しかし、そうであるにも拘わらず制度への依存は個人による選択、意思決定の結果として表現される。ベックはこれを「自分自身の人生（Life of one's own）」を組織化することの強制として定式化する<sup>23)</sup>。「選択へ向けての拘束」は、個人に多くの選択を強制することと、実は選択することができない状況を選択の結果として表象するという二重の拘束として理解することができる。消費社会文化の表面に写る享楽的な個人の姿に対する安易な批判は、「自分自身の人生」を生きること

18) 「創られた伝統」は Hobsbawm (1983 = 1992) の概念だが、ギデンズはこの概念に次のような批判を加えることで伝統の出自よりも機能に焦点を当てている。「『創り出された伝統』という概念は、一見して用語的にほとんど矛盾しており、また、挑発的であることを意図しているとはいえ、よく見るとどちらかといえば同語反復であることがわかる。なぜなら、伝統は《すべて》創り出されたものであるという言い方ができるからである」 Giddens (1994 = 1997) ,p.175.

19) 武川 (2004)

20) Beck (1986 = 1998) ,p.142.

21) 小幡 (1999) ,p.43.

22) 小幡 (1999) ,p.43.

23) Beck (2001)

を強制するこの統制構造を見落としている<sup>24)</sup>。

こうした「選択へ向けての解放／拘束」は、個人にとっては不可避の社会的な課題を、選択の結果として私的な課題へ転嫁させる危険性がある。ベックは失業を例に挙げて次のように述べる。

以前は、貧しい階級に特有の生活連関が、そうした苦しい状況を耐えられるような解釈や防御・支援形態を提供し引き継いでいった。しかし、かつては集団で経験された運命は、階級関係が失われた個人化された生活状況においては、まずもって集団ではなく個人の運命となる。<sup>25)</sup>

失業や貧困が「個人の運命」になるということは、そこで個人が直面している問題の解決が自らの責任に帰属するようになることを意味する。「自助努力」や「自己責任」といった言葉は、それが啓蒙主義的な文脈にある場合、個人主義の観点からその主張の正当性が認められるが、同時に競争に敗れ問題を抱えたものを社会的な保護から排除するための根拠ともなりうる。

ベックは過剰に課された個人への責任を「社会的不平等の個人化」と呼び、「個人化」の進展がもたらす大きな問題であるとの認識を示している。失業の問題は、市場と福祉国家のバランスが福祉国家の方に傾いている場合、「社会民主主義レジーム<sup>26)</sup>」の要求という形で政治的な行動に結びつくが、反対に市場による調整を重視し、国家による福祉供給に限界を設ける方向へ傾く場合には、「政治的には解消され」てしまい「システムの問題が、個人の機能不全」として表象されてしまう。「社会的不平等の個人化」は、失業だけではなく、離婚や育児といった家族生活、あるいは加齢に伴う就労からの離脱といった、これまで社会的に対応すべきと考えられてきた課題を私的なものへと転嫁し、「自助努力」による対応を求める。

従って1970年代以降、先進諸国が直面している少子高齢化という課題は、福祉国家の建設に傾いていたバランスを再び市場重視の方向へと向けてあるという点で非常に重要な意味を持つ。人口の20%を超えると予測される人々の生活を国家による福祉供給で賄うには莫大な財源が必要になる。高齢化以降のOECD諸国の社会保障支出はほぼ例外なく拡大傾向にあり、軍事支出を除けば政府支出のもっとも大きな割合を占めている。もちろん、どの国においても市場と福祉国家の両方向から高齢化に対応するのだが、例えば小幡が指摘するように、戦後ドイツでは70年代後半の「福祉国家の危機」が市場重視の方向へ政策を転換させている<sup>27)</sup>。同様に日本においてもオイルショックを契機に福祉国家の拡大路線から「日本型福祉社会論」への、いわば振り戻しが起きており、それ以降も受益者負担の原則導入など「自助努力」を重視した制度の改正が続いている<sup>28)</sup>。

以上の議論を次のようにまとめることができる。第一に、個人は制度的に社会の最小構成単位として位置づけられているということ。第二に、そのため個人は何か特定の脅威に直面した場合、その対

24) 例えば、Taylor (1991) によるアラン・ブルーム『アメリカン・マインドの終焉』への批判を参照。

25) Beck (1986 = 1998), p.174.

26) Esping=Andersen (1999) は福祉資本主義レジームを「自由主義的」「保守主義的」「社会民主主義的」の3つに分類し、「社会民主主義レジーム」がもっとも国家による「脱商品化」の指標が高く、他のレジームと比べて労働組合などの政府に対する政治的压力が強いことを指摘する。

27) 小幡 (1999)

28) 白波瀬 (2005)、小幡 (2002)。また、日本型福祉社会論については富永 (2001) を参照。

応を自らの責任において処理することを制度的にもイデオロギー的にも強制されているということ。

第三に、その強制が個人を選択に向けて拘束していくということ。

## 2 不安という課題

小幡が言う「選択へ向けての解放／拘束」は、個人の生活を無数の選択肢の提供と意思決定の強制によって不確実性の高いものへと変化させる。この不確実性の増大は個人にとっては不安への対応という形で問題化される。かつては、それが結果的に個人に不安を喚起するものであったとしても、個人が直面していた不確実性は、労働者、女性、子供、老人といった社会集団にとっての問題として表象することができた。しかし、「個人化」が進展するほどに、これら不確実性は個人が感じる不安という形以外で表現することが困難になる。

まずは、不安を次の二つに分類して整理することから始めたい。第一に、個人の社会的な生活に関する不安という側面。第二に、存在論的安心に関する不安という側面。前者を生活的不安、後者を存在論的不安と区別することができる。

### 2-1 生活的不安という課題

社会的な生活に関する不安は、さらに日常生活の安全性確保に関するもの、安定したライフコース・モデルの喪失に関するもの、という二つに大別することができる。

#### 2-1-1 日常生活の安全性の確保

今日、日常生活の安全性は以前のように自明視できるものではなくなりつつある。こうした説明の一つとしてベックが「危険社会」と名付けた社会の出現を見てみよう。

「危険社会」とは富の生産と配分に代わって、危険の生産と配分が中心となる社会のことを指す。この社会の特徴として①不变的で知覚不能な危険の生産②万人に平等な危険の配分③危険生産の責任帰属の困難さ、の三つを挙げることができる。核物質汚染や温室効果ガスによる地球温暖化などの危険は、専門知識なしにはその危険性を予測することはおろか、危険が存在しているという認識すらできないという意味ですべての人間に平等に開かれている。同時に、危険はそれが人間によって生産されたものであったとしても責任の帰属を曖昧にする。誰もが電気や化石燃料に依存した生活を送っている以上、核や温暖化がもたらす危険に対して純粹な被害者でいることはできない。

勿論、危険にも「いくつかの階層もしくは階級に集中するという不公平」があり、それは「富の分配の結果と似ている」。しかし、「危険に曝されることと危険に曝されないことは、所有と非所有のように対極的」な関係はない<sup>29)</sup>。今日の安全が確保されていることが、同様に明日も安全であることを意味しない。従って「危険社会」では安定した状態は非常に短いサイクルで不安定な状態へと移行してしまう。その結果として危険を回避し安全を確保するための行動は富の所有／非所有に関わら

29) Beck (1986 = 1998) ,p.57.

ずすべての人間の日常的な行為となる。

こうした危険は衣食住といった人間生活の基本的なレベルにおいても見出されるものであり、さらに重要なのは、安全が絶対に確保されている、という確信を得ることができない点にある。食の安全を例に挙げると、ポストハーベスト農薬やBSE、遺伝子組み換え食品など食の安全を脅かす問題が生じた場合、当然、政府は一定の基準の下で商品の流通を許可／禁止するのだが、最終的に何をどのくらい食べるのかは、金銭的コスト、アクセスコスト、嗜好、安全性などを総合的に計算した結果として消費者が決定しなければならない。だが、その食品が本当に安全であるかを確かめるためには高度な専門知識が必要であり、結局のところ将来の健康に対する懸念が完全に払拭されるわけではない。

万人が曝される危険が生産されているということ、そしてその危険は人々の日常生活の細かなレベルにまで潜む危険であるということ。誰もが日常的に危険に曝されているという状況は、安全性という観点から誰もが日常的に不安を抱えている情況を意味している<sup>30)</sup>。

## 2－1－2 安定したライフコース・モデルの喪失

社会生活を脅かすもう一つの不安として安定したライフコース・モデルの喪失を挙げができる。「個人化」がもたらす不確実性を個人のライフコースという観点から見てみると、個人が身近な他者や組織、社会集団との間に持続を保障された安定した関係を築くことの困難さが見て取れる。日本人のライフコースを例に取ってみよう。

まず、結婚と家族関係に関して大きな変化が見られる。60年代には存在していた家族モデルを現代の家族に当てはめようとすると、こうしたモデルはそれが完全に失われたわけではないとはいえる、以前のように社会的な継続性と信頼性に基づいた、(つまり伝統に支えられた) 所与の関係を示すものではないことがわかる<sup>31)</sup>。離婚の増加や未婚化の傾向は、結婚が家族という安定した社会集団の形成に決定的な影響力を及ぼしえないことを示している<sup>32)</sup>。離婚という可能性を誰もが否定できないため、結婚生活の持続とは相応の努力の結果、あるいは幸運と考えられている。同様のことが個人と企業との関係にも当てはまる。これも80年代後半まで維持されてきた個人と企業の長期間に渡る契約関係は、比較的サイクルの短いものへと変化しつつある。失業の増加だけでなく、積極的・消極的な転職の増加、あるいは年俸制や確定拠出年金といった制度を採用する企業の増加は、擬似家族的と言われてきた日本の「終身雇用」神話の終焉を暗示している。

「危険社会」が安全性に対する不安をもたらすとすれば、ライフコース・モデルの喪失は人生の安定性、持続性に対する不安をもたらすといえるだろう。

ライフコース・モデルの喪失が意味することは、自らの人生に対する自己評価の必要性の増大である。所与の生活様式を失い、外部に準拠枠を求めることができなくなった個人は、勿論、周囲の意見や残存する社会規範といったものを参照しながらも、やはり、最終的には自らの判断によって人生を

30) ここで論じた安全性の揺らぎは、危険が以前に比べて増加しているということを意図しているわけではない。勿論、核や遺伝子技術の発展は、以前の社会には存在しなかった危険を創造した。しかし、ここで論じたいのはそうした危険が生産されていると事実が、人々の生活の直接の脅威というよりも、不確実性の増大という点で大きな影響を与えているという点である。

31) 家族モデルとその機能の変容については富永（2001）、山田（1994）、上野（1994）を参照。

32) 現代日本の未婚化傾向については白波瀬（2005）を参照。

評価しなければならない。

## 2－2 存在論的不安という課題

前節では生活的不安を「危険社会」の到来と、安定したライフコース・モデルの喪失から説明してきたが、本節では存在論的不安をアイデンティティの形成を巡って生じる問題から説明したい。

今日、多くの人間が自分のアイデンティティの問題について深刻に思い悩んでいるのは故のことではない。近代化による伝統の解体は、個々人にとっての存在論的安心のあり方をも変容させてきた。

ギデンズは人間の存在論的安心がルーティン化される信頼関係の構築によってもたらされるものであることを指摘した上で、そのような信頼関係を阻む要因としての伝統の解体に言及している<sup>33)</sup>。それは自明視しなければならない自己という存在の確信が、実は周囲の人間や集団と取り結ぶ有形・無形の様々な制度や習慣に依存していたことを意味する。自己は、他者が自分を何ものとして捉えているかを他者の発話や行為の中から読み取っていくことで自らの安定性を獲得していくのだが、こうした関係性の理解は意識的にではなく無意識的に行われる。そのため、いちいち関係性の在りように言及する必要の無いルーティン化された人間関係、社会関係が重要な意味を持つ。従って、伝統社会ではアイデンティティの喪失が問題となることは稀である。なぜなら、自分が何ものであり、どう振舞うべきか、ということは伝統によって予め決められており、そのことは共同体内部の他者との日常的な交流を通じて、意識されない形ではあるが常に確認されているからだ。

同じことが「創られた伝統」に支えられた前期近代の社会においてもいえる。例えば、「近代家族」は、その枠組み自体に対する疑問が呈されるまでは、そこに帰属する人間のアイデンティティを保障するものであった。中でも「主婦」という身分の創出は、「近代家族」という「創られた伝統」が提供したアイデンティティの代表的なものだといえる<sup>34)</sup>。

しかし、伝統の排出が進み、親子関係や夫婦関係に与えられていたモデルが失われると、集団的アイデンティティにもとづく存在論的安心の基盤も失われる。その結果生じる存在論的不安への対処は、自分が自分にアイデンティティを与えることで、すなわち自己アイデンティティ (self-identity) の獲得によってなされる。

自己は自己自身の行為のなかに一貫したストーリーを見出すことで自らのアイデンティティを構築していくのだが、こうした行為は一回行えば済むといった問題ではなく、常に繰り返し構築し続けなければならない。自己アイデンティティの構築とは優れて再帰的な行為であるといえる。「自己アイデンティティは、生活史という観点から自分自身によって再帰的に理解された自己である<sup>35)</sup>」。

重要な指摘は自己アイデンティティが「生活史という観点から」獲得されるという点にある<sup>36)</sup>。伝統が強い拘束力を持っていた時代、存在論的安心の確保は社会集団の維持という行為に結びついで

33) 伝統の解体と存在論的安心の関係については Giddens (1991 = 2005) に詳しい。他に Giddens (1990 = 1993) を参照。

34) Oakley (1974 = 1980)、山田 (1994)

35) Giddens (1991 = 2005) ,p.57.

36) 例え物語論が明らかにしてきた「『私』を産み出す営み」という観点は、生活史から再帰的に自己を理解するという Giddens の議論を補強するものである。物語論については井上 (1996) を参照。

いた。これに対して、「個人化」が進展する社会では存在論的安心は自分が自分自身をどう評価するのか、自分は何をやってきた人間でどこへ行こうとしているのか、という問いと切り離すことができない。例えばベックは個人が抱く人生の目標について次のように述べている。

50年代と60年代にあっては、人間はどのような目標に向かって努力するのかという問い合わせにはっきりと答えを出すことができた。その目標は、「幸せな」家族生活というカテゴリーの中にある、マイホーム、新しい自動車、子供に良い教育を施すこと、自分たちの生活水準の向上等を実現する計画を伴っていた。今日、多くの者は別のことと誇る。そこで目標とされるのは、——必然的に曖昧な——「自己実現」「自分自身のアイデンティティの探求」「個人的能力の発達」「いつも向上しようすること」である。<sup>37)</sup>

「自己実現」や「自分自身のアイデンティティの探求」といった目標は、実践的な生活上の目標であると同時に、存在論的安心を自己アイデンティティによって獲得しようとする試みでもある。個人の日常に見出される存在論的安心の確保もまた、「個人化」の過程が生み出した課題であるといえるだろう。

### 2-3 社会生活の安定と存在論的安心の関係

不安の問題化が、単に心理的な満足を論じるためのものではないことは、生活的不安と存在論的不安の関係性を見ていくことで明らかになるように思われる。生活的不安は、安全性に関わるものであれ、安定性に関わるものであれ、存在論的不安と表裏一体の関係にある。再び、自己アイデンティティが自己の「生活史」から得られるというギデンズの議論に戻りたい。

安定した「生活史」を築けないこと、あるいは「生活史」のなかに一貫性を見出せないことは、個人の存在を存在論的不安という形で脅かす。このことは、就業、結婚、出産、引退といった人生の重要な転機に、不確実性の高い選択を個人にせまることで生じる生活的不安が、実は同時に存在論的不安としても経験されるということを示唆している。

また、安全性の確保に関する不安は、それが個人の健康、ひいては生命活動に対する不安であることから、直接的に個人の存在に対する脅威である。目に見えない危険に曝されていることで生じる不安は、危険が衣食住のようなルーティン化された日常行為に潜んでいるという点では生活的不安であり、同時に危険が破滅的な結末、つまり個体の死に結びつきかねないという点で存在論的安心を脅かすものもある。

これまで生活的不安と存在論的不安は、前者が社会科学によって、後者が哲学や精神分析学などによって対応されるものであると考えられてきた。そのため、この二つの不安は一人の人間の生活のなかで経験されるものであるにも関わらず、互いを関連付けて考えられることは稀であったと言える。だが、「個人化」する社会にあって、この区分を厳密に維持していくことは困難になりつつある。

---

37) Beck (1986 = 1998), p.190.

生活的不安と存在論的不安の関係は、「個人化」が進む社会では双方向的なものとして理解する必要がある。日常生活を構築する上で個人が下す様々な決定——例えば、「何を食べるか」「何を着るか」といった瑣末なものから「どこで働くか」「誰と暮らすか」「いつ引退するのか」といった重大な選択まで——は、常に「私は何ものなのか」「私が求めているものは何か」という存在論的な問いに結びつく。ベックが指摘するように『小さな』疑問だと思われているものは（例えば、家事の配分など）、そのなかに人生と死についてという『大きな』疑問を内包している<sup>38)</sup>。

反対に、「私は何ものなのか」という抽象度の高い問い合わせることは、必ず具体的な生活上の行為として現れてくる。例えば、1980年代後半以降の高齢化社会対策の中で、中心的な課題の一つに位置づけられた「生きがい」の創出は、自己にとっての「生きがい」が労働やボランティア、趣味など、日常的に行われる実践的な活動を通じて実現されるという言説を作り出してきた<sup>39)</sup>。あるいは、若者のファッションや容姿に対する強い関心は、衣服の選択やダイエットといった行為を通じての「私は何ものなのか」という問い合わせに対する回答であると理解することができるだろう。

もう一つの重要な指摘は、不安を問題化する様式の変化という点にある。これまで不安の問題化とは、それが特定の集団に共有される不安である場合、社会問題として研究や政治的行動の対象となってきた。それは、確かに「個人が感じる不安」を対象にしていたが、同時に「社会的な不安」としても表象されうるものでなければならず、不安が単に「個人的な不安」である場合は無視された。なぜなら、ベックが指摘するように社会科学は多くの場合、こうした個人的な感情を社会分析におけるノイズであると考えてきたからだ<sup>40)</sup>。

しかし、これまで見てきたように「個人化」の進展は、社会集団を通して個人の生活問題を解決しようとする枠組みを無効化しつつある。階級や社会階級が解体し、家族や地域共同体も安定したモデルと持続性を失いつつある現代にあっては、個人は一層自己の外殻を強め、「社会集団の抱える問題」から個人の不安を論じることを困難なものにする。そのためには、不安を心理の領域に切り離して考えるのではなく、不安の解消に向けての個人の思考と行動を社会的な領域のなかで考えていく必要がある。

### 3 リスクとリスク計算

これまで、不安を問題化するための概念的な検討を通じて、「個人化」が個人の生活における不安を増大させてきたことを見てきた。では、個人はこうした不安に対してどのような対応をとりうるのだろうか。

不安は恐怖とは異なり、その感情を引き起こしている明確な対象を持たない。恐怖が特定の脅威に結びついた感情であるのに対して、不安とは「本質的には、外的脅威ではなく「内的危険」を示す感情的緊張を無意識に形成したために対象を失った恐怖である<sup>41)</sup>」。恐怖の解消は脅威の排除、すなわ

38) Beck (2001) ,p.7.

39) 「生きがい」政策については平成10年度版高齢者会白書、平成12年度版厚生労働白書及び和田（1999）を参照。

40) Beck (2001) ,pp.15-16.

41) Giddens (1991 = 2005) ,p.48.

ち原因の除去によってなされる。従って、不安を解消しようとする人は、まずは自分が何に対して不安を感じているのかを特定することで不安の解消可能性を探るところから始めなければならない。そこで重要になってくるのがリスク計算という行為である。

### 3－1 近代とリスク——未来の植民地化

リスクという概念はこれまで投資行動の分析や保険事業、あるいは自然災害の管理などの分野で用いられてきたが、ベックやギデンズといった社会学者たちがこれを伝統に代わって人々の生活規範を説明する社会学の概念へと転用した<sup>42)</sup>。

リスクと危険は区別して理解する必要がある<sup>43)</sup>。両者は共に不確実性の種類であるが、危険(danger)が「意思決定によらない、責任帰属や計算、補償の不可能な不確実性」であるのに対して、リスク(risk)は「意思決定にもとづく、責任帰属、計算、補償の可能な不確実性」と定義される<sup>44)</sup>。

意思決定、責任帰属、計算、補償といった不確実性の属性は、自然を人間に対立するものと見なし、自然を人間の支配下に置こうとする近代の力学を示す指標である。科学的な知識にもとづくリスク管理が未成熟な前近代社会では、自然災害や疫病は回避することができないがゆえに危険であった。これに対して、近代社会では台風や疫病を操作可能な不確実性の束へと細分化していく。例えば、台風そのものは発生自体を止めることができないという意味で危険であるが、それがもたらす家屋への浸水や倒壊は操作可能なリスクである。危険をいかにリスクへと変換していくかは、科学的知識の増大と合理的理性によるものであり、従ってある種の不確実性を危険と捉えるか、リスクと捉えるかの違いは、基本的に近代化の進行に比例して後者から前者へと移行するものとして理解することができる。

ギデンズはリスク概念の登場を、未来の不確実性を管理する方法の歴史的な変化として捉えている。前近代社会では、未来の不確実性は「宿命」であり、人間の操作の及ばない領域であるとされていた。伝統は未来を操作不可能な不確実性として管理する機能を果たしており、未来に起こる出来事は予め決められていたものとして受け容れることが求められた。

対照的に、近代は未来を操作可能な不確実性として管理する。未来は人間の意志と行為によって操作可能であり、それはリスク計算を通じて行われる。近代化が古い因習や伝統を打破し、科学的知識と理性によって社会的生産を拡大していく過程は、「宿命」が押しのけられリスクが前面に現れてくる過程であった。ギデンズが再帰的近代化の過程における伝統の排出という現象に着目し、リスクとリスク計算の重要性に着目するのは、未来の管理を巡って伝統とリスク計算が反比例の対立関係にあるからに他ならない<sup>45)</sup>。

リスク計算は未来を人間にとて開かれたものへと変化させる。「これから起こる出来事の「開放性」は、社会的世界が持つ順応性と私たちが存在する物理的環境を形成する人間の能力を表わしてい

42) 今田(2002)

43) 「リスク社会」と「危険社会」は同じ内容を指してはいない。ベックは危険とリスクを文脈によって使い分けており山田(2004)が指摘するようにリスクに対して危険という誤語を当てるのは誤解を招きかねない。

44) 小幡(1999), p.45.

45) 再帰的近代化と伝統の排出については Giddens (1994 = 1997) を参照。

る<sup>46)</sup>」。未来は、人間にとってよりよい生活を実現するための領域となり、これによって未来を計画的に構想することが可能になる。このことをギデンズは「未来の植民地化」という言葉で説明する。

「未来の植民地化」は不確実性を危険ではなくリスクと捉え、リスク計算によってその解消・回避・分散が計られることで可能になる。初期産業社会の時代には「未来の植民地化」は素朴な社会進化論と結びついていた。すなわち、人間は過去に起こった出来事と現状に対して、理性と科学的知識によって省察を加えることで、自分たちが生活する環境をより良いものへと改善・向上させていくことができる、という発想である。ただし、この段階でのリスクは国家、企業、家族といった社会集団にとってのリスクであり、従ってリスク計算の行為者は政治家、高級官僚、経営者、家長といった人間に限られていた。近代社会にあっても伝統の支配下にある人間の生活はリスク計算的であるよりも伝統遵守的なものであった<sup>47)</sup>。

これが、再帰的近代化の段階になると「創られた伝統」までもが解体されることによって、「未来の植民地化」と、それを行う手段としてのリスク計算は、国家や企業だけでなく個人の人生にとっても重要な意味を持つようになる。「個人は生活設計の本質的な一部として、自分のために未来を植民地化しようとする<sup>48)</sup>」。個人が伝統遵守的に生活を送ることができない以上、「未来の植民地化」は個人にとって不可欠の行為となる。

### 3 – 2 不安のリスク化

前節で詳しく見てきたように、不安は人間生活一般における不確実性、不安定性を表わす指標として捉えるべきである。従って、個人による未来の不確実性の管理とは、個々人が感じる不安への対処を通じて行われると考えることができるだろう。ベックが「自分自身の人生の組織化」と呼び、ギデンズが「個人による未来の植民地化」と呼ぶものは、共に個人が感じる不安を、対象の定まらない漠然とした恐怖から操作可能な不確実性の束へと変換する行為を指している。こうした操作可能な不確実性への変化を、ここでは「不安のリスク化」と名付けたい。

「不安のリスク化」は具体的には、個人が感じる不安の原因を特定することから始められる。確かに、不安は本質的には外部に対象を持たない恐怖の感情であるが、「しかし「私は不安である」と言う人は、自分が何について不安なのかということもふつう知っている<sup>49)</sup>」。不安を解消しようとする場合、人はまず「何を不安がっているのか」を問い合わせ、そして「どうすれば不安を解消できるか」を考える。同時に、個人は「誰が不安がっているのか」という、一見、自明の問い合わせに対しても答えなくてはならない。それは、不安が「私」のものであり、私以外の人間のものではないという答えを導き出す。

「創られた伝統」が機能している社会では、「私は国民」であり「私は労働者」「私は父」「私は夫」であることができた。それは未来の不確実性に対して、国家、階級、家族、ジェンダーといった特定のプロトコルを通じて対処することができたことを意味している。勿論、現在でもこの枠組みが消え

46) Giddens (1991 = 2005) ,p.126.

47) Giddens (1994 = 1997)

48) Giddens (1991 = 2005) ,p.143.

49) Giddens (1991 = 2005) ,p.48.

たわけではない。しかし、「個人化」の進展はこれらプロトコルを、実質的には内実を失った「ゾンビ・カテゴリー」へと変容させてしまう<sup>50)</sup>。その代わり、「私は私」という極めて簡潔な定義が個人に与えられる。社会集団の紐帶が弱体化していくなかで不安を感じる主体は個人でしかありえない。

従って、不安をリスク化しようとする行為と不安を感じる主体を同定しようとする行為は不可分の関係にある。成熟社会の多くで人々がセラピーやカウンセリングを求めるのは、セラピーが不安を解消すると同時に、安定した自己を確立するための方法でもあるからだ。セラピーについて書かれている書物を開いてみると、それが優れてマニュアル的な性格を持つものだということが分かる。原因の特定、解消可能性の計算、実施計画の策定、結果に対する評価。セラピーとは単に精神の「治療」ではなく、人生を組織化していくための「方法」、ミシェル・ド・セルトーが言うように「思考のしかたを行ふのしかたとして組織<sup>51)</sup>」していくためのものである。

こうした「不安のリスク化」は個人のライフスタイルを重要な論点にするとギデンズは指摘する<sup>52)</sup>。ライフスタイルという言葉は、60年代には中上流階級の人間にのみ許された贅沢を表現するものだったが、今日では異なる様相を呈している。ライフスタイルを追求するということは、個人が晒されているあらゆる不確実性を、自分が何ものであるか、何を求めているのか、そのために何をすべきか、といった自己の確立の過程の中に還元させることを意味している。それは、生活的不安と存在論的不安への対応が日常生活の本質的な原動力であるような社会においてはじめて出現する生活規範なのだ。

## 結論

これまで、「個人化」する社会のなかで個人が生活を安定化させる方法を、「不安のリスク化」という観点から見てきた。結論では以上の議論をまとめた上で、「不安のリスク化」が抱える問題について言及したい。

「不安のリスク化」が日常生活を安定化させる上で中心的な方法であるという図式は、ベックが主張する「個人化」による伝統の解体、すなわち家族関係、ジェンダー関係、就業、地域生活などに対して、これまで個人を拘束していた規範が弱体化することを前提に成立する。社会集団を形成してきた種々の規範が弱体化してゆくことによって、自己の存在とは社会的にも存在論的にも不確実性に富んだものとなる。このような情況のなかで個人が感じる不安とは、単に情緒的な安定の欠如として心理学的な治療の対象であるだけでなく、より一般的な意味で人間の生活の不確実性、不安定性を示していると理解する必要がある。本稿ではこれを生活的不安と存在論的不安の双方向的な関係性から論じてきた。

個人による生活の安定化は生活的不安と存在論的不安を操作可能なリスクへと変換することによっ

50) Beck (2001)

51) De Certeau (1980 = 1987) ,p.153.

52) Giddens (1991 = 2005)

て可能になる。不安をリスク化することは、不確実性の前に開かれた未来を自らのために植民地化することを意味している。「自分自身の人生」の組織化とは、社会的にも存在論的にも一貫した自己を形成するために、それを疎外する要因を排除し、不確実性を減退させていく過程と理解することができる。不安をリスク化し、未来の不確実性をコントロールすることによって、個人は伝統的な生活規範を失っても不安に対処しながら生活を安定化することができる。

しかしながら、「不安のリスク化」は常に成功するわけでもなければ、万能でもない。「不安のリスク化」は原因の除去が不可能な不安、あるいは原因の特定が困難な不安に対して行われる場合、ある種の問題を抱え込まざるを得ない。

例えば、不安はそれが原子力発電所の事故のような個人の能力を大きく超えたところで生じる脅威に起因する場合、リスク化による個人の対応の意味を失う。

われわれは、途方もない脅威となり、しかもなお一人ひとりの統制が直接及ばない危険性を、どのようにして絶えず心にとどめて置くことができるのであろうか。そのようなことはほとんど誰もできない、というのが答えである。<sup>53)</sup>

こうした危険性に対する不安は通常、政府や専門家集団などに対する信頼によって緩和されている。戦争や原発事故といった非日常的なリスクに対してだけでなく、信頼は日常生活の様々な場面で、もはやそれなしでは生活が成り立たないというほどに重要な役割を果たしている。自動車、電車、飛行機といった交通手段から、高層ビルの建築構造、食品安全性など、我々の生活は自分では理解するとのできないメカニズムによって構成されており、専門家と専門知識に対する信頼によって成り立っている。そのため、一度信頼に対する疑いが生じると、人々は危険性を無視することができず、社会不安の暴発としてパニックや暴動へと繋がる危険性を秘めている。

もう一つの重要な問題は、「不安のリスク化」は計算、操作可能性を装うことがあるということだ。小幡は核や化学的有害物質などの「大規模な危険」が計算不可能とされるのに対して、結婚や職業選択などの個人的なリスクは計算可能であるとする考え方から、「個人化」を「リスク計算の不可能になった社会において、あえてリスクを計算可能なものとして扱うことで進行していく過程」として捉える見方を提示している<sup>54)</sup>。操作可能性の「装い」とは、個人に対して「自助努力」や「自己責任」を求めるイデオロギーを成立させるために歪められた不確実性の認識であると理解することができる。このような「装い」は、特に、老いや死といった人間の生命活動において不可避の現象をコントロールしようとする行為のなかに見出すことができる。例えば、自らの死に対してまで「責任者」であれ、というセルフ・セラピーの次のような考えは、計算可能性の装いの象徴的な事例であるといえる。

あなたの人生にはちょうど三年しか残されていない、と聞かされたと想像してみてください。残された時間あなたは健康であるとします……あなたは即座にどのように反応するでしょうか？（中略）

53) Giddens (1990 = 1993) ,p.164.

54) 小幡 (1999) ,p.46.

「死に行く運命に対して怒りを覚えること」、あるいは死に方を想像してその幻想にはまり込んでいません。残りの時間をいかに過ごすか、最後の三年間をいかに生きたいかを決めるのです。どこで生活したいのか？誰と？働きたいですか？あるは勉強？想像上の人生のなかに、現在の生活に含めたいと思うようなことが何かありますか？<sup>55)</sup>

未来のコントロールは、現象自体の操作が不可能である場合、そこに至る過程、あるいはその後の状況といった操作可能な領域を想定し、創りだすことによって老いや死の計算可能性、操作可能性を表す。しかし、操作可能性を表すことは、その現象の本質であるところの不可避性に対する忘却を伴う。老いや死における操作可能で回避的な領域の創造は、不可避であるが故に生じる衰えを、リスク計算の失敗という個人的な責任へと還元してしまう危険性を秘めている。

## おわりに

ウルリッヒ・ベックは不安について次のように問いかけている。

不安という連帯を生む力がどのように働くのか。不安の共有はどれほどの負担に耐えられるのか。その共有関係がどのような動機づけと行動エネルギーを生み出すのか。不安に怯える人々がつくる新しい連帯の行動形態はどのようなものか。不安のもつ社会的な力は個人の利害計算を打ち破れるのか。不安を作り出す危険状況の共有関係においては、どれほどの妥協の可能性があるのか。それはどのような行動形態で組織されるのか。不安は、人々を不合理で、過激で、狂言的にするのだろうか。かつて不安が合理的な行動の基盤となったことは一度もない。このような事実は、もはや危険社会では妥当性をもちえないのか。物質的な欠乏と異なり、不安は、政治的な運動の理由としては、不安定といえるのではないか。不安を共有したとしても、反対の情報が隙間風のように少し入り込んだだけで、その共有は解消してしまうのではなかろうか<sup>56)</sup>。

これまで不安に限らず、満足感や幸福感など個人の感情に属する事柄は心理学や精神分析学など人間の心理に特化した学問の研究対象であり、社会科学のなかでは重要な対象とは考えられてこなかった。そこには次のような考え方がある。すなわち、不安を問題にできるというのは、それ以前に物質的な生活基盤が整備されているからであり、従って社会的課題としての優先順位は低いものである、という理解だ。実際、近年の日本で増えつつある主観的幸福観やQOLの研究は、精神的な充足を研究対象にする理由として、福祉国家による物的ニーズの充足が一定のレベルに達したことを挙げている<sup>57)</sup>。物的ニーズが感情に優先するという見解を共有していると言えよう。

しかしながら、本稿は物的ニーズと精神的な充足という二項の区別が、「個人化」が進展する再帰

55) Giddens (1991 = 2005) ,p.81.

56) Beck (1986 = 1998) ,p.76.

57) 例えば副田 (1996)、和田 (2000) を参照。

的近代社会にあっては、曖昧で不明瞭な境界になりつつあることを論じてきた。不安の問題化が、物質的基盤という前提に左右されている限り、自らの不安を訴える個人の声は贅沢な我儘か、より大きな所得収入の要求であるという理解の範疇を超えないだろう。今まさに、個人が感じている不安を問題化するための新しいポリティクスが要請されているのではないだろうか<sup>58)</sup>。

それは同時に、成熟社会におけるヒューマンセキュリティという発想が、女性、子供、老人、障害者、あるいは難民や出稼ぎ外国人などが、つまり、未だ近代化の恩恵に与ることのできない政策対象の存在を強調するだけでなく、生活を不安定化させるメカニズムを明らかにしていくためのものでもあることを意味する。その意味で、本稿の議論は、成熟社会におけるヒューマンセキュリティ概念の可能性を探るものもあるといえよう。

---

58) このような新しいポリティクスの在り方を、ギデンズは「解放のポリティクスからライフ・ポリティクスへ」の移行に、ベックは「サブ政治（例えば、科学的知識の配分を巡る政治）」への注目に、またスコット・ラッシュは「美的原理、すなわち個別的なものによる普遍的なものの批判理論」に求めている（Giddens/Beck/Lash, 1994=1996）。

## 参考文献

- 今田高俊 (2002) 「リスク社会と再帰的近代化——ウルリッヒ・ベックの問題提起」『海外社会保障研究』(138) : pp.63-71.
- 井上俊 (1996) 「物語としての人生」『岩波講座現代社会学9 ライフコースの社会学』岩波書店.
- 上野千鶴子 (1994) 『近代家族の成立と終焉』岩波書店.
- 梅垣理郎 (2005) 「ヒューマンセキュリティと総合政策学」『総合政策学ワーキングペーパーシリーズ』No.81.
- 大庭健 (2004) 『所有という神話』岩波書店.
- 小幡正敏 (1999) 「個人化の歴史的位相——U. ベックの個人化テーマをめぐって」『ヒューマンサイエンス』12 (1) : pp.40-50.
- (2002) 「AAA の高齢者——選別し動員する保険」『現代思想』30 (7) : pp.133-145.
- 白波瀬佐和子 (2005) 『少子高齢社会のみえない格差 ジェンダー・世代・階層のゆくえ』東京大学出版会.
- 副田義也 (1996) 「老年社会学の展望と批判」『岩波講座現代社会学 成熟と老いの社会学』岩波書店.
- 武川正吾 (2004) 「福祉国家と個人化」『社会学評論』54 (4) : pp.322-339.
- 富永健一 (2001) 『社会変動の中の福祉国家：家族の失敗と新しい機能』中央公論新社.
- 山田昌弘 (1994) 『近代家族のゆくえ』新曜社.
- (2004) 『希望格差社会』筑摩書房.
- 和田修一 2001 『生きがいの社会学』弘文堂
- Adorno, Theodor and Max Horkheimer, (1969) *Dialektik der Aufklarung : Philosophische Fragmente* 德永恂訳 (1990) 『啓蒙の弁証法：哲学的断章』岩波書店.
- Bauman, Zygmunt (2000) *Liquid Modernity*, Polity Press, 森田典正訳 (2001) 『リキッド・モダニティ』大月書店.
- Beck, Ulrich (1986) *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp, 東廉、伊藤美登里訳 (1998) 『リスク社会——新しい近代への道』法政大学出版局.
- Beck, Ulrich and Beck-Gernsheim, Elisabeth (2002) *Individualization*, SAGE Publication,
- Beck, Ulrich, Giddens, Anthony and Lash, Scott (1994) *Reflexive Modernization-Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity Press, 松尾精文、小幡正敏、叶堂隆三訳 (1997) 『再帰的近代化——近現代における政治、伝統、美的原理』而立書房.
- De Certeau, Michel (1980) *Art de Faire*, Union Generale d'Editions, Paris, 山田登世子訳 (1987) 『日常的実践のポエティック』国文社.
- Esping-Andersen, Gosta (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Basil Blackwell Limited in Oxford, 岡沢憲美、宮本太郎監訳 (2001) 『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房.

- Gellner, Ernest (1983) *Nation and Nationalism*, Oxford, Blackwell, 加藤節監訳 (2000) 『民族とナショナリズム』岩波書店.
- Giddens, Anthony (1990) *The Consequences of Modernity*, Polity Press, 松尾精文、小幡正敏訳 1993 『近代とはいかなる時代か モダニティの帰結』而立書房.
- 1991 *Modernity and Self-identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Cambridge, UK, Polity Press, 秋吉美都、安藤太郎、筒井淳也訳 2005 『モダニティと自己アイデンティティ 後期近代における自己と社会』ハーベスト社.
- Hayek, Friedrich (1946) *Individualism: True and False*, Hodges, Figgis & Co., Ltd., Dublin, and B. H. Blackwell, 田中真晴・田中秀夫編訳 (1986) 「眞の個人主義と偽の個人主義」『市場・知識・自由：自由主義の経済思想』第一章、ミネルヴァ書房.
- Oakley, Ann (1982) *Housewife*, London, Penguin, 岡島芽花訳 (1986) 『主婦の誕生』三省堂.
- Pierson, Christopher (1991) *Beyond The Welfare State? : The New Political Economy of Welfare*, Polity Press, 田中浩訳 (1996) 『曲がり角にきた福祉国家：福祉の新政治経済学』未来社.
- Sen, Amartya (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford, Oxford University Press, 池本幸雄、野上裕生、佐藤仁訳 (1999) 『不平等の再検討 潜在能力と自由』岩波書店.
- Taylor, Charles (1991) *The Malaise of Modernity*, Anansi Press, 田中智彦訳 (2004) 『<ほんもの>という倫理：近代とその不安』産業図書.
- Tonnies, Ferdinand (1887) *Gemeinschaft und Gesellschaft, Grundbegriffe der reinen Soziologie*, 杉之原寿一訳 (1957) 『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』岩波書店.
- United Nation Development Program (1994) *Human Development Report 1994*, N.Y., Oxford University Press.

既刊「総合政策学ワーキングペーパー」一覧 \*

番号	著者	論文タイトル	刊行年月
76	岡部光明	総合政策学の確立に向けて（1）：伝統的「政策」から社会プログラムへ	2005年8月
77	岡部光明	総合政策学の確立に向けて（2）：理論的基礎・研究手法・今後の課題	2005年8月
78	國領二郎	ネットワークと総合政策学	2005年8月
79	小島朋之 巖 綱林	総合政策学による環境ガバナンスの実践——東アジアにおける環境問題と国際政策協調スキームの構築——	2005年8月
80	白井早由里	開発援助政策のマクロ経済学と制度アプローチの融合——総合政策学によるメソッドの提案——	2005年8月
81	梅垣理郎	ヒューマンセキュリティと総合政策学	2005年11月
82	大江守之 平高史也	問題解決実践と総合政策学——中間支援組織という場の重要性——	2005年11月
83	平高史也	総合政策学としての言語政策	2005年11月
84	岡部光明	日本企業：進化する行動と構造——総合政策学の視点から——	2005年11月
85	白井早由里	中国の人民元改革と変動相場制への転換——経済政策と為替制度の総合政策学アプローチ——	2006年2月
86	椎名佳代 平高史也	異文化間ビジネスコミュニケーションにおける通訳者の役割——日本語・英語の場合——	2006年2月
87	Setsuko Aoki	Nonproliferation, Arms Control and Disarmament: Asian Perspective	February 2006
88	Setsuko Aoki	International Legal Cooperation to Combat Communicable Diseases: Hope for Global Governance?	February 2006
89	Moriyuki Oe	Problems and Implications of Japan's Aging Society for Future Urban Developments	March 2006
90	石井大一朗 澤岡詩野 舟谷文男 大江守之	北九州市若松大庭方式にみる本人本意に基づくサービス提供——包括地域ケアシステムの実現に向けた総合政策学アプローチ——	2006年3月

\* 第1号以降の全タイトルは第100号までの巻末に掲載しており、それ以降は第110号、120号など10号毎に掲載。各ワーキングペーパーは、当COEプログラムのウェブサイトにも掲載されており、そこからPDF形式で全文ダウンロード可能である。冊子版の入手を希望される場合は、電子メールで当プログラムに連絡されたい（[coe2-sec@sfc.keio.ac.jp](mailto:coe2-sec@sfc.keio.ac.jp)）。当プログラムのウェブサイト <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>>

91	岡部光明	金利と日本経済——金融の量的緩和政策の評価と展望——	2006年3月
92	鄭 雨宗	EU諸国のエネルギー地域特性に基づく京都目標へのコミットメント——ヒューマンセキュリティに向けたEU諸国の取組み——	2006年3月
93	青木節子	第一期ブッシュ政権の大量破壊兵器管理政策にみる「多国間主義」	2006年3月
94	館野昌一 深谷昌弘	テクスト意味空間分析法を実現するTextImiの紹介	2006年3月
95	秋山 優 深谷昌弘 館野昌一	構文情報を利用した意見表示モジュールの提案——総合政策学の新研究手法の開発に向けて——	2006年3月
96	深谷昌弘 舛田晶子	人々の意味世界から読み解く日本人の自然観	2006年3月
97	早見 均 小島朋之 王 雪萍	日中友好植林活動のCDM国際認証に向けて：地球温暖化対策・国際協調のガイドライン論議における実践的総合政策学	2006年3月
98	山影 統 小島朋之	日本政府と国内の「人間の安全保障」認識の乖離——国会の議論を中心に——	2006年3月
99	重松 淳 伴野崇生 曾 怡華 黃 佳瑩	遠隔会議を取り入れた外国語教育カリキュラムの問題点——ヒューマンセキュリティへの基盤研究——	2006年3月
100	白井 泉 大江守之	高齢者の居住形態に関する人口学的研究：配偶関係を考慮した所属世帯変動分析と将来推計	2006年3月
101	白井早由里	東アジアの通貨・金融協力——東アジア共同体とヒューマンセキュリティの発展に向けて——	2006年6月
102	中野智仁 秋山 優 小川美香子 中村健史	総合政策学ワークショップの論点要約（1）：実践知の学問の確立	2006年6月
103	渡辺大輔 渡部厚志 伊藤裕一 正司光則	総合政策学ワークショップの論点要約（2）：フィールドにおけるヒューマンセキュリティ	2006年6月
104	古城隆雄 石井大一朗 中島民恵子 伴英美子	総合政策学ワークショップの論点要約（3）：当事者支援による問題解決の仕組みづくり	2006年6月
105	中林啓修 折田明子 古川園智樹	総合政策学ワークショップの論点要約（4）：総合政策学のすすめ方	2006年6月

106	Sayuri Shirai	Financial and Monetary Cooperation in East Asia —Global Governance and Economic Integration—	June 2006
107	岡部光明	日本における企業 M&A（合併および買収）の効果—経営の安定化と効率化に関する実証分析—	2006 年 6 月
108	権永詞	生活安定化の課題としての不安—成熟社会におけるヒューマンセキュリティ—	2007 年 1 月
109	奥本将勝 香川敏幸	UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の帰還民支援政策	2007 年 1 月



## 「総合政策学ワーキングペーパー」投稿要領

2004年12月22日改訂

1. (シリーズの目的) 当ワーキングペーパーシリーズは、文部科学省21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点——ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して」の趣旨に沿って行われた研究成果をタイミングよく一般に公開するとともに、それに対して幅広くコメントを求め、議論を深めていくことがあります。このため編集委員会は、同プログラム事業推進担当者30名(以下COE推進メンバー)という。当COEウェブページに氏名を掲載)またはその共同研究者等(下記の4を参照)による積極的な投稿を期待しています。なお、主として研究論文を集録する当シリーズとは別に、専ら研究資料を集録するために「総合政策学研究資料シリーズ(Policy and Governance Research Data and Document Series)」を2004年6月に新たに創設しました。当COEの研究領域や研究内容等はウェブページ(本稿末尾)をご参照ください。

2. (集録論文の性格) シリーズに集録する論文は、原則として日本語、英語、または中国語で書かれた論文とします。集録対象は、未発表論文だけでなく、学会報告済み論文、投稿予定論文、研究の中間報告的な論文、当COE主催ワークショップ等における報告論文、シリーズの趣旨に合致する既発表論文(リプリント)など、様々な段階のものを想定していますが、性格的には原則として研究論文といえるものとします。集録論文のテーマは比較的広く設定しますが、上記趣旨に鑑み、原則として総合政策学ないしその方法論、あるいはヒューマンセキュリティに関連するものとします。このため、論文主題、論文副題、あるいは論文概要のいずれかにおいて原則として「総合政策学」または「ヒューマンセキュリティ」という用語のいずれか(または両方)が入っていることを当シリーズ採録の条件とします。

3. (投稿の方法) 投稿は、論文の文書ファイル(図表等が含まれる場合はそれらも含めて一つのファイルにしたもの)を電子メールによって下記にあてて送信してください。文書ファイルは、原則としてMS-WordまたはLaTeXで書かれたものとします。後者による場合には、既刊ワーキングペーパーの様式に準じて作成していただき、そのまま印刷できる様式のもの(camera-ready manuscript)をご提出ください。なお、投稿の締切り期限は特に設けず、随時受け付けます。

4. (投稿資格) 当COE推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員は直接投稿できるものとしますが、それ以外の研究協力者(共同研究者あるいは当COEリサーチアシスタント等)は必ず当COE推進メンバーを経由して投稿してください。この場合、経由者となるCOE推進メンバーは、論文の内容や形式等を十分に点検するとともに必要な修正を行い、責任が持てる論文にしたうえで提出してください。投稿論文は、その著者としてSFC修士課程学生やSFC学部学生を含む共著論文であってもかまいません(ただし学部学生は第一著者にはなれません)。著者としてSFC大学院以外の大学院生を含む場合には、修士課程学生は第一著者になれず、また博士課程学生も原則として第一著者になれません。研究協力者がSFCの内部者、外部者のいずれの場合でも、投稿論文の著者(複数著者の場合はそのうち少なくとも1名)は博士課程在籍中の学生またはそれ以上の研究歴を持つ研究者(当COE推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員はこれに含まれる)であることを条件とします。

5. (論文査読の有無) シリーズの趣旨に鑑み、一般的な学術専門誌のような論文査読は行わず、できるだけ幅広く集録してゆく方針です。ただし、シリーズの趣旨に合致する論文とは言いがたいと編集委員会が判断する場合には、編集委員会は、1)当該論文の採録を見送る、2)掲載するうえで必要な改訂(体裁その他の点)を著者にお願いする、3)当シリーズではなく「総合政策学研究資料シリーズ」への採録に回す、などの対応をとることがあります。編集委員会が投稿原稿を受理した場合、通常10日以内に必要な改訂の有無を執筆者に電子メールで直接ご連絡します。なお、集録が決定した場合、鮮明な印刷原紙作成のために図表等の原データ(例えはPhotoshop EPSなど)の提出をお願いする場合があります。

6. (投稿料・原稿執筆料) 投稿料は不要です。一方、原稿執筆料は支払われません。集録論文の著者には当該ワーキングペーパーを原則として40部進呈いたします（それ以上の場合は十分対応できますので申し出下さい）。

7. (著作権) ワーキングペーパーの著作権は、当該論文の執筆者に帰属します。

8. (公開方法) 本シリーズに含まれる論文は、編集委員会が統一的な様式に変換したうえで冊子体に印刷して公開します（既刊論文をご参照。なお提出原稿にカラー図表等が含まれていても構いませんが、それは冊子印刷に際しては全てモノクロとなります）。またウェブ上においても、原則としてすべての論文をPDFファイル形式でダウンロード可能なかたちで掲載し、公開します。

9. (原稿執筆要領) 提出原稿の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1) A4版、横書き、各ページ1列組み（2列組みは不可）。

2) 活字サイズは、日本語または中国語の場合10.5～11ポイント、英語の場合11～12ポイントとする。1ページあたりの分量は、日本語または中国語の場合1ページ40字30行、英語の場合1ページ30行をそれぞれ目安とする。（これら3つの言語以外の言語による場合は適宜読み替える。以下同様。）

3) タイトルページ（1枚目）には、論題、著者名、著者の所属と肩書き（大学院生に場合には修士課程在学中か博士課程在学中かを明記のこと）、著者の電子メールアドレスのほか、必要に応じて論文の性格（学会発表の経緯など）や謝辞を記載。「COEの研究成果である」といえる場合には必ずその旨を記載する。なお、日本語論文の場合は、論題（メインタイトルおよびサブタイトル）ならびに著者名の英語表示もページ下方に適宜記載する（当該論文には印刷しないが、英文ワーキングペーパー末尾に付ける既刊一覧表で必要となるため）。

4) その次のページ（2枚目）には、論題、著者名、概要、キーワード（4-6つ程度）を記載。概要是必須とし、一つのパラグラフで記載する。その長さは7-12行（日本語論文または中国語論文の場合は250字-400字程度、英文論文の場合は150語程度）を目安とし、単に論文の構成を記述するのではなく分析手法や主な結論など内容面での要約も必ず記述する。なお、中国語論文の場合の概要是、中国語に加え、英語または日本語でも付けること。

5) 本文は、その次のページ（3枚目）から始める。

6) タイトルページを第1ページとし、論文全体に通しページ（下方中央）を付ける。

7) 注は、論文全体として通し番号をつけ、該当ページの下方に記載する（論文の最後にまとめて記載するのではなく）。

8) 図と表は区別し、それぞれ必ずタイトルをつける。またそれぞれ通し番号をつける。それぞれの挿入箇所を明示する（図表自体は論文末尾に一括添付する）か、あるいは本文中に直接はめ込むか、いずれでもよい。

9) 引用文献は、本文の最後にまとめて記載する。その場合、日本語文献、外国語文献の順。日本語文献は「あいうえお」順、外国語文献は「アルファベット」順。

10) 文献リストには、引用した文献のみを記載し、引用しなかった文献は記載しない。

11) 論文の長さは、特に制約を設けないが、研究論文として最も一般的な長さと考えられるもの（本文が15-30ページ程度）を目安とする。

10. (投稿要領の改訂) 投稿要領の最新時点のものは、隨時、当COEのウェブページに掲載します。

論文の投稿先： coe2-wp@sfc.keio.ac.jp

論文冊子の入手その他： coe2-sec@sfc.keio.ac.jp

論文のPDF版（COEウェブページ）： <http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>

ワーキングペーパーシリーズ編集委員： 岡部光明（編集幹事）、梅垣理郎、駒井正晶